

# 社会福祉法人フレンドランド福祉会

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 1 目的

この指針は、社会福祉法人フレンドランド福祉会（以下「法人」という。）が、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行うにあたり、介護保険指定基準の他、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等における身体拘束等禁止規定に基づき、その取扱いを定めることを目的とします。

### 2 基本的考え方

法人では、介護保険指定基準の他、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等における身体拘束等禁止規定に基づき、サービスの提供にあたっては、当該利用者等又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者等の行動を制限する行為を行わないことを原則とします。

#### 〔「介護保険指定基準」において禁止の対象となる具体的な行為〕

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

#### 〔「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応の手引き」において禁止の対象となる具体的な行為〕

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

#### [緊急やむを得ない場合の例外三原則]

##### ①切迫性

利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

##### ②非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

##### ③一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

### 3 身体拘束適正化に係る体制

#### (1) 身体拘束適正化検討委員会

法人では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する観点から、「身体拘束適正化検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。なお、委員会の運営責任者は施設長とし、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」は各管理者とし、委員会の構成員と役割は、次のとおりとします。

① 施設長（運営責任者）

② 管理者（担当者）

③ 必要ある場合に、看護職員を加えることができるものとします。

(2) 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要な都度運営責任者が招集する。

(3) 身体拘束適正化検討委員会の協議内容

① 事業所内等での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討に関する事。

② 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続に関する事。

③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討に関する事。

④ 身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導に関する事。

### 4 職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等の適正化の基礎的内容等、適切な知識を普及・啓発するものとし、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する研修において取り扱うこととします。

(2) 職員研修の実施は、年1回以上行い、新規採用時には必ず虐待防止及び身体拘

束等の適正化に関する研修を実施します。なお、研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

## 5 発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

法人において、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を開催し、拘束による利用者等の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討します。身体拘束等を行うことを選択する前に、①切迫性②非代替性③一時性の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
- ・要件を検討、確認した上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者等、及び家族等に対する説明書を作成します。
- ・また、身体拘束解除に向けた取り組み、検討を早急に行い実施に努めます。

### (2) 利用者等本人や家族等に対する説明

- ・様式1をもとに、身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間（原則として1年以内）・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・また、身体拘束等の同意期限を越えて、なお拘束を必要とする場合には、事前に契約者・家族等に対して、行っている内容と方向性、利用者等の状態などを確認、説明し同意を得たうえで実施します。
- ・障害関係施設において、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、個別支援計画にも記載することとします。

### (3) 記録と再検討

- ・法令上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、様式2を用いて、その様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存し、必要があれば提示します。

#### **(4) 拘束の解除**

- ・上記(3)の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除します。その場合、利用者、家族等に報告します。
- ・なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束等を中止し、必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束等による対応が必要となった場合、家族（保証人等）に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと、同意書の再手続なく、生命保持の観点から同様の対応を実施します。

### **6 身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針**

前記5において、報告を受けた管理者は、速やかに委員会を招集するものとします。

### **7 身体拘束等の必要性の判断**

- (1) 委員会は、当該身体拘束等の必要性について慎重に検討のうえ、身体拘束等の実施を決定します。
- (2) 前項の決定にいたる経緯について、記録を作成します。

### **8 利用者及び家族への説明**

前記5において、当該身体拘束等の実施を決定した場合、当該事業所の職員は、別記様式1「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により、利用者及び家族に対し、身体拘束等の必要性・方法・時間等について、十分説明のうえ、記名・押印を求めるものとします。

### **9 身体拘束等の継続**

前記5において、身体拘束等の実施を決定した場合、当該事業所において、当該利用者に対し、継続的に経過観察を行うこととし、様式2「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に記録するとともに、常時、身体拘束等の適否について、再検討を行います。

### **10 身体拘束等の解除**

前記9による継続的な経過観察の結果、当該利用者に対する身体拘束等を解除した場合、当該事業所の管理者は、委員会に対し、その旨報告するものとします。

### **11 緊急やむを得ず行う身体拘束等**

法人の事業所において、緊急やむを得ず身体拘束等を行う必要が生じた場合、管理者は身体拘束等を実施後、速やかに、委員会に報告するものとします。報告を受けた管理者は、速やかに施設長（運営責任者）に報告するものとします。

## 12 準用規定

前記 8 から前記 10 までの規定は、前記 11 の規定により緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合に準用します。

## 13 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるものとします。また、法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## 14 その他

本指針に定めるもののほか、必要な事項については別に定めます。

### 附 則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

**緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書**

様

- 1 あなたの状態が下記の①～③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

- ①利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設名

管理者

印 記録者氏名

印

(利用者又は家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

印

(続柄 : )

